

介護保険

からのお知らせ

社会福祉法人などによる

利用者負担額軽減制度について

市では市民税世帯非課税で、次の①から⑤までのすべての条件を満たす人のうち、収入や世帯の状況、利用者負担などを総合的に考慮し、生計が困難と市が認めた人について利用者負担額の軽減を行います。

- ①年間収入が単身世帯で150万円（世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額）以下
（保険料が第一段階の人および第二・三段階の一部の人）
- ②預貯金額などが単身世帯で350万円（世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額）以下
- ③日常生活に供する資産以外に活用できる資産がない
- ④負担能力のある親族などに扶養されていない
- ⑤介護保険料を滞納していない

この軽減の対象サービスは、社会福祉法人（利用者負担の軽減を実施している法人）が行っている次のサービスです。

- 1 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
（※保険料第一段階の人が該当）
- 2 通所介護（デイサービス）
- 3 短期入所生活介護（福祉施設のショートステイ）
- 4 訪問介護（ホームヘルプサービス）

介護費負担（特別養護老人ホーム入所者の1割負担）、食費、居住費について利用者負担の1/4（老齢福祉年金受給者は1/2）が軽減されます。

申請をする人は、**困介護高齢課介護保険係・**困保健福祉課健康介護係**までお問い合わせください。**

申請期間▼随時

介護保険料納付のお願い

65歳以上の人（第1号被保険者）で受給している年金が年額18万円以上の人は、原則として介護保険料は年金から天引き（特別徴収）になります。対象となる年金は老齢・退職年金、遺族年金、障害年金です。

しかし、次のいずれかに該当する人などは、市から送られてくる納付通知書で各自、介護保険料を納めていただくことになります。

受給している年金が年額18万円以上であっても、納付書で納めていただく人

- 年度途中で65歳になった人（概ね6カ月から1年後に年金天引きになります）
- 年度途中で他の市区町村から転入された人（概ね6カ月から1年後に年金天引きになります）
- 年度途中で年金の受給が始まった人
- 年度途中で保険料が減額になった人
- 年金の一時差し止めや支給停止になった人
- 年度途中で保険料が増額になった人（増額された分を納付書で納めていただきます）

平成25年度分の介護保険料普通徴収納付通知書の発送は7月中旬以降を予定しております。市から送られてくる納付通知書を持参のうえ、**納期限内**に納付通知書に記載されている市の指定金融機関などで納めてください。

通常納期限は、7月から翌年2月までの年8回で各月末（金融機関が休日の場合は翌営業日）です。

また口座振替もご利用いただけます。申し込みには納付通知書、預（貯）金通帳、通帳届出印の3点を持参のうえ、市の指定金融機関で手続きをしてください。

なお、口座振替の開始は、申し込みされた月の翌月以降となります。各納期限の日に引き落としとなりますので、残高にご注意ください。

問合せ▼**困介護高齢課介護保険係**（**☎内線1187**）

困保健福祉課健康介護係（**☎内線2151**）